

参考資料

所得額課税額証明書について

家計基準となる貸与額算定基準額は、提出された所得額課税額証明書に記載してある課税情報等に基づいて算定し、審査を行います。所定の項目①～⑦が記載された証明書を提出してください。

◆所得額課税額証明書の一例 ※様式は、市町村によって異なります。

令和 ● 年度 (令和 ● 年度分) 市民税・県民税 所得額・課税額証明書

賦課期日住所 賦課期日氏名

※名称が市町村により異なる場合があります。

所得等の内訳	所得金額(円)	所得等の内訳	所得金額(円)	所得控除の内訳	所得控除額(円)	扶養・本人区分等	②・③税額控除額(円)
給与収入 ●●●●●●●●		雑収入 ●●●●●●●●		雑収入 ●●●●●●●●		無	市民税 1,500 県民税 1,000
公的年金等収入 ●●●●●●●●		社会保険料 ●●●●●●●●		社会保険料 ●●●●●●●●	④	(内同居) 老人特定 その他 1人 0人 0人 0人	調整控除 0 0 0 0
給与(調整控除) ●●●●●●●●		生命保険料 ●●●●●●●●		生命保険料 ●●●●●●●●		扶養 0人	税額調整額 0 0 0 0
以下余白		地震保険料 ●●●●●●●●		地震保険料 ●●●●●●●●		特定 0人	配当控除 0 0 0 0
		寄附金 ●●●●●●●●		寄附金 ●●●●●●●●		その他 1人	寄付金控除 0 0 0 0
		配偶者特別 ●●●●●●●●		配偶者特別 ●●●●●●●●		16歳未満 0人	外国税額控除 0 0 0 0
		配偶者特別 ●●●●●●●●		配偶者特別 ●●●●●●●●		(内同居) (0人)	配当・譲渡税額控除 0 0 0 0
		配偶者特別 ●●●●●●●●		配偶者特別 ●●●●●●●●		特別障害者 0人	以下余白
		配偶者特別 ●●●●●●●●		配偶者特別 ●●●●●●●●	⑤	本人 ひとり親 ●●●●●●●●	
	⑦	総所得金額 ●●●●●●●●		所得控除合計(円)		●●●●●●●●	
	⑥	合計所得金額		①課税標準額(円)		500,000	

①課税標準額
「課税総所得金額」など、
例とは別の表現で記載されて
いる場合もあります。

②市町村民税調整控除額
控除がない場合、記載が省
略されている場合があります。
記載がない場合は、0円とし
て審査します。

③市町村民税調整額
控除がない場合、記載が省
略されている場合があります。
記載がない場合は、0円とし
て審査します。

④扶養扶養親族数及び内訳
⑤本人該当区分
⑥合計所得金額
⑦総所得金額

【注意事項】
「所得額課税額証明書」の名称及び様式は、各市町村によって異なります。
所定の項目①～⑦が記載された証明書の発行について、コンビニ交付されない市区町村がありますので、交付を受ける
際は、市区町村の税担当窓口へ確認してください。

生計維持者について

生計維持者とは、原則申請者の父母（父母ともにいない場合は、代わって生計を維持している者）です。

《生計維持者となる者の例》

Ⅰ 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居	<u>父母（2名）</u> ※父母が無職無収入の場合でも生計維持者となります。 ※以下のような場合でも父母（2名）が生計維持者となります。 ・申請者自身のアルバイト収入で生計を立てている場合 ・父母と離れて暮らす社会人の兄と同居している場合 等
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	
Ⅱ 父母が離婚調停中		生計維持者
1	父母が離婚調停中	<u>父母（2名）</u> ※離婚調停中でも原則は父母となります。
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、一切の支援を得られない）	<u>申請者の生活を支援する父又は母（1名）</u>
Ⅲ 父母が離婚		生計維持者
1	父母が離婚し、父又は母（いずれか一方）と同居している	<u>同居している父又は母（1名）</u> ※申請者と別居している父又は母から日常的に金銭的支援を受けている場合は2名となります。
2	父母が離婚後、再婚（事実婚を含む）している	<u>父又は母と再婚相手（2名）</u>
Ⅳ 父母と死別、又は意識不明		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	<u>左記に該当しない父又は母（1名）</u>
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	<u>主に支援をしている親族（1名）</u> ※支援をしている人が複数人であっても、主に生計を維持している1名となります。
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	<u>意思疎通できる父又は母（1名）</u> ※意思疎通ができない父又は母は生計維持者に含みません。
Ⅴ 申請者が生計維持者となる場合（独立生計者）		生計維持者
1	社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親に養育されていた	<u>申請者（1名）</u> ※左記に該当する場合、父母の有無にかかわらず、申請者（1名）が生計維持者となります。
2	申請者が結婚しており、申請者が納税手続きにおいて配偶者を扶養している	<u>申請者（1名）</u>

（注1）上記に該当する例がなく、生計維持者の判断ができない場合は、鹿児島市教育委員会総務課総務係へお問い合わせください。

（注2）生計維持者は、無職（専業主婦（夫））や扶養されている場合も関係なく、所得額課税額証明書の提出が必要です。

（注3）事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。